

物品・役務等入札参加資格申請書類一覧表

商号又は名称						
様式等	添付書類	摘要	添付	作成者 チェック欄	鳥取市 チェック欄	備考
—	チェックリスト(本表)		必須			
1号	競争入札参加資格審査申請書 (1、2ページ目)	・申請日は、受付開始日以降の日付を記入(空欄の場合は、到着日を申請日とみなす。) ・「本・支店の状況」は、権限の委任を行わない場合は本店のみ記入すること。委任を行う場合のみ両方の欄を記入すること。	不要			電子申請の画面で入力するので、紙での提出は不要です。 ページの最後に法人番号を記入する欄があります。
	営業種目(3、4ページ目)	・入札参加資格を希望する営業種目の分類ごとに記載すること。				
2号	委任状	・様式第1号に記入した支店等に入札・契約等の権限を委任する場合のみ提出すること。	該当者のみ			必要事項が記載されていれば、独自様式でも可能とします。
3号	使用印鑑届	・入札、見積、契約の締結、代金の請求及び受領、その他の契約に関し使用する印鑑を押印すること。 ・代理人(支店長、営業所長等)に契約権限を委任する場合は、「委任状」の受任者印を使用印鑑とすること。	該当者のみ			押印が必要です。(使用印と実印)
4号	暴力団等の排除に関する誓約書	・実印(印鑑証明書の印)を使用すること。	必須			代表者の署名又は押印が必要です。(実印)
5号	鳥取市内印刷設備調査表	・営業種目で印刷類の登録をする場合のみ提出すること。	該当者のみ			様式は2ページあります。
6号	同意書	・市税の納税状況について市が直接確認することについて同意する場合に提出すること。	鳥取市に納税義務がある者のみ			押印が必要です。(実印) 滞納なし証明書を提出する場合は提出不要です。
添付資料	法人 登記簿謄本 全部事項証明書(謄本)の履歴 事項証明書又は現在事項証明書 印鑑証明書	・法務局で発行 ・申請日前3月以内に発行したもの ・写し(コピー)でも可	必須			
	個人 身分証明書	・本籍地の市区町村で発行 ・申請日前3月以内に発行したもの ・写し(コピー)でも可	必須			
	住民票の抄本	・住所地の市区町村で発行 ・申請日前3月以内に発行したもの				
	印鑑登録証明書	・写し(コピー)でも可				
	登記されていないことの証明書 (後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明)	・法務局で発行 ・申請日前3月以内に発行したもの ・写し(コピー)でも可				
添付資料	滞納なし証明書	・鳥取市で発行 ・申請日前3月以内に発行したもの ・原則原本、写し(コピー)でも可	鳥取市に納税義務がある者のみ			様式第6号(同意書)を提出する場合は提出不要です。 ※裏面の注1もご確認ください。
	納税証明書	・納税地を所管する税務署で発行 ・法人は、「その3の3」 ・個人は、「その3の2」 ・申請日前3月以内に発行したもの ・写し(コピー)でも可	必須			※裏面の注2もご確認ください。
	営業に必要な許可・認可・登録等の証明書	・官公署(国、県、市町村)等の許可又は認可等がなければ営業できない業種のみ	該当者のみ			

※ 申請書提出時にこの一覧表によりチェック後、申請書に添付して提出してください。

※注1

「滞納なし証明」の請求について（同意書（様式第6号）を提出する場合は提出不要です。）

「滞納なし証明」は、鳥取市が課税する全ての税目について、滞納がないことを証明するものです。

- 請求窓口は、「市役所本庁舎 市民総合窓口」、「各総合支所 市民福祉課窓口」です。
- 請求時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- 毎週土・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は、請求できません。
- 納税直後は各金融機関からの送金が間に合わず、納付状況が確認できない場合があります。（県外の金融機関の場合、2週間ほどかかる場合があります。）期間をおいて来庁されるか、お急ぎの場合は領収書を持参してください。
- 約束手形・先付小切手等にて納付される場合は、「滞納なし証明」を交付できませんので、収納推進課管理・企画係（0857-30-8161）までご相談ください。

災害その他やむを得ない理由による特例措置を受けている場合は、その内容が確認できる書類の写しを提出してください。

※注2

「納税証明書」について

税務署で発行する「納税証明書」は、特定の税目について、未納がないことを証明するものです。

- 法人は「その3の3」、個人事業主は「その3の2」を取得してください。
- 「その3」でも申請を受け付けますが、以下の税目のすべてについての証明がされていない場合は、改めて取得し直していただくこととなりますのでご注意ください。

- 法人の場合：「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。
- 個人事業主の場合：「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。

災害その他やむを得ない理由による特例措置を受けている場合は、その内容が確認できる書類の写しを提出してください。